

病院におけるアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査実施要領

1. 調査対象施設

(別紙 1) に掲げる病院

2. 調査対象建築物等及び調査対象建材

調査対象建築物等は、平成 18 年 9 月 1 日以後に新築の工事に着手した建築物を除く全ての建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）とし、当該建築物等に使用されている、次のアからウに掲げるものを調査対象建材とする。

■ 調査対象建築物等と調査対象建材の区分一覧

調査対象建材	調査対象建築物等		病院個表の様式	総括表の様式
	平成 18 年 8 月 31 日以前に新築の工事に着手した建築物等	平成 18 年 9 月 1 日以後に新築の工事に着手した建築物等		
ア 保温材	○	×	様式 1-1、 1-2	様式 2-1、 2-2 様式 3 様式 4
イ 耐火被覆材	○	×		
ウ 煙突用断熱材	○	×		

○：調査対象

×：調査対象外

ア 保温材：熱の損失を防止するために、熱源本体やダクト（配管）に使用されているもの。石綿保温材、石綿含有けいそう土保温材、石綿含有パーライト保温材、石綿含有ケイ酸カルシウム保温材、石綿含有バーミキュライト保温材、石綿含有水練り保温材など。

イ 耐火被覆材：吹き付け材の代わりとして、下地や化粧として鉄骨部分や鉄骨柱、梁に使用されているもの。石綿含有耐火被覆材、石綿含有ケイ酸カルシウム板第二種、石綿含有耐火被覆塗り材など。

ウ 煙突用断熱材：煙突用石綿断熱材。

（屋根用折板断熱材については、吹付けアスベスト等使用実態調査において既に実施済みのため、対象外とする。）

3. 調査対象建材の特定方法

設計図書等に基づき、その建築物等に使用されている建材が調査対象建材に該当するか否かについて業者等に確認を行うなどして、調査対象建材及びその使用部位を特定する。（特定に当たっては、建築物について、一部の部屋に限定することなく建築物全体について対象とすること。また、エレベーターの昇降路内にもアスベストが使

用されていることがあるので留意すること。さらに、工作物についても建築物同様の規制を行うこととなっているため、用途上、構造上、建築物とは関係なく、土地に独立して造られる煙突であっても、対象とすること。）

その際、(別紙2)(出典：国土交通省・経済産業省「石綿(アスベスト)含有建材データベース」(<http://www.asbestos-database.jp/>))に示す品目例に該当するか否かが一つの具体的判断基準と考えられるが、この品目例以外にも調査対象建材に該当するものがある可能性があるため、アスベストの含有の有無が明確に判断できない場合は、分析調査を行い、調査漏れのないよう十分留意すること。

※ 特に、過去において建材等に使用された石綿は、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライト(以下「クリソタイル等」という。)とされていたが、トレモライト、アンソフィライト及びアクチノライト(以下「トレモライト等」という。)が建築物の吹付け材から検出された事案があることから、(別紙2)に示す品目例に該当しない場合であっても、使用されている保温材等にトレモライト等を含む石綿が使用されていないか、改めて業者に確認を行い、確認ができない場合は分析調査を行うなど、適切に対応すること。

また、設計図書等においてアスベスト使用の有無が確認できず、分析調査を実施する場合は、「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」(平成20年2月6日付基安化発第0206003号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)に基づき、適切に行うこと。

なお、公益社団法人日本作業環境測定協会のホームページにおいて、石綿含有建材中の石綿含有率等分析機関の一覧を公表しているため、分析調査実施の参考とすること。

4. 調査の実施者

調査は、病院の開設者又は管理者において行う。

5. 調査実施の留意点

調査の実施に当たっては、これまでに病院において実施してきた設計図書等による確認や分析調査の結果を踏まえ、さらに以下の事項に留意のうえ、「病院個表」に記載すること。

- (1) 設計図書等によりアスベスト使用の有無を確認する場合は、特に前述の3「調査対象建材の特定方法」の※印の記載に十分留意すること。

なお、施工された建材についてトレモライト等を含む全ての種類のアスベストが使用されていないことが設計図書等により明らかである場合は、石綿則第3条第2項の規定により、分析調査の必要はない。

(2) 設計図書等ではアスベスト使用の有無が確認できず、分析調査を実施する場合は、

ア 新たに分析調査を実施する場合は、JIS 法により 6 種類のアスベストを対象とした分析調査を実施すること。

イ これまでに「平成 8 年 3 月 29 日付基発第 188 号労働省労働基準局長通知」又は「平成 17 年 6 月 22 日付け基安化発第 0622001 号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知」による分析調査を実施し、「アスベストの含有なし」とされているものは、これらの分析方法がトレモライト等を対象とする分析方法ではないことから、トレモライト等を対象とし、JIS 法による分析調査を実施すること。

また、JIS 法による分析調査の結果、「アスベストの含有なし」とされているものについても、トレモライト等を対象としていない場合は、トレモライト等を対象とした分析調査を実施すること。

なお、上記通知による分析調査又はトレモライト等を対象としない JIS 法による分析調査の場合であって、当該分析調査で実施された X 線回析分析の X 線回析パターンにおいて、トレモライト等の回析線のピークが認められ、所有者が当該分析調査の結果に基づいて、トレモライト等がその重量の 0.1% を超えて含有しているとして必要な措置を実施した場合（実施予定を含む。）は、改めて分析調査を行う必要はない。

ウ JIS 法による分析調査については、これまで JIS A1481 に従って実施してきたが、平成 26 年 3 月 31 日に JIS A1481 が廃止され、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成 26 年 3 月 31 日付基発 0331 第 31 号厚生労働省労働基準局長通知）により、JIS A1481-1、JIS A1481-2 及び JIS A1481-3 の JIS 規格群により実施することとなったことから、新たに JIS 法による分析調査を行う場合は、JIS 規格群により実施すること。

なお、平成 28 年には JIS A1481-1、JIS A1481-2 の改訂及び JIS A1481-4 の追加があったことから、詳細な調査方法については「石綿分析マニュアル【1.04 版】」（平成 28 年 3 月 厚生労働省）等を参考にすること。

また、既に廃止前の JIS A1481 により分析調査を行ったものについては、新設後の JIS 法により改めて分析調査を行う必要はない。

(3) 従来の調査において、

- ・設計図書等に基づきアスベスト（石綿）含有保温材等の使用が判明し除去等の措置を実施している場合
- ・設計図書等や分析調査により 6 種類のアスベストが使用されていないことが明らかな場合

は、今回改めて調査を行う必要はなく、調査表の提出に当たっては、従来の調査結果を基に記入すること。

6. 調査時点

調査時点は、平成28年7月1日（金）とする。

7. 調査表提出期限

平成28年9月30日（金）

調査表の提出に当たっては、Excel で作成のうえ、「総括表」及び「未回答病院一覧」を下記8の提出先にメールにて提出いただくとともに、「病院個表」については各都道府県において、適切に保存すること。

ただし、「病院個表」において、分析調査の結果、トレモライト等のいずれかが含有されていることが判明した場合は、アスベストの種類、使用場所等を記載した病院個表を提出すること。

また、本調査結果、設計図書及び工事記録等アスベスト関連書類については、各病院開設者または管理者において適切に保存すること。

8. 提出先・照会先

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療関連サービス室 牧野、吉田

03-5253-1111（内線 2539）

E-mail : yoshida-yumako@mhlw.go.jp

照会については、できるだけメールにて行うこと。

9. 調査表の作成要領

(1) 病院個表について

① 「除去等の措置済」とは、除去済の他に「封じ込め状態」（※1）又は「囲い込み状態」（※2）にあるものを指すものであること。

（※1）封じ込め状態とは、アスベスト含有保温材等をそのまま残し、薬剤等によりアスベストの表層等を固着化して、粉じんが飛散しない状態。

（※2）囲い込み状態とは、アスベスト含有保温材等が使用空間に露出しないように壁、天井等で完全に覆われ、粉じんが飛散しない状態。

② 「ばく露のおそれがないもの」とは、措置済状態ではないが、アスベスト含有保温材等の損傷、劣化等による粉じんの飛散により、ばく露のおそれがない状態を指すものであること。

③ 「ばく露のおそれがあるもの」とは、措置済状態ではなく、アスベスト含有保温材等の損傷、劣化等による粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある状態を指すものであること。なお、「ばく露のおそれがあるもの」については、直

ちにアスベストの除去を行うなど、法令に基づき適切な措置を講じること。

- ④ 「日常利用する場所」とは、患者又は職員等が常時使用する場所を指すものであること。
- ⑤ 「その他の場所」とは、「日常利用する場所」以外の全ての場所を指すものであること。
- ⑥ 「措置予定」とは、工事中及び具体的に工事日程が決まっている場合を指すものであること。なお、工事日程が決まっているか否かに関わらず、該当場所について利用を停止し封鎖している場合も「措置予定」とすること。
- ⑦ 「未定」とは、「除去等の措置済」及び「措置予定」以外を指すものであること。
- ⑧ その他、各様式に記載した記入要領に従い作成すること。

○様式 1-1 について

調査対象病院が有する建築物等に、調査対象建材が使用されているかを調査し、調査対象病院ごとに作成すること。

なお、煙突用断熱材については、(別紙 4) で石綿セメント円筒とアスベスト含有煙突用断熱材の違いについて確認の上、間違いのないように記入すること。煙突用断熱材が使用されていない石綿セメント円筒等で造られている煙突については、本調査の対象外であるので注意すること。

○様式 1-2 について

様式 1-1 の「措置の状況 ③」において、ばく露のおそれがある場所を有する病院のうち「措置予定」又は「未定」と回答した病院について、調査対象病院ごとに作成すること。

(2) 総括表について

○様式 2-1 について

都道府県においては、病院から提出された(様式 1-1) を開設者種別(別紙 1 を参照) ごとに取りまとめ、総括表を作成して提出すること。

なお、開設者種別ごとに、全病院数、調査対象病院数及び回答病院数を記載すること。

その他、様式に記載した記入要領に従い、作成すること。

- 様式 2-2 について
都道府県においては、病院から提出された（様式 1-2）を取りまとめ、総括表を作成して提出すること。

- 様式 3 について
提出期限において分析調査中の病院については、都道府県において、（様式 3）の「分析調査中病院一覧」を作成のうえ、提出すること。

- 様式 4 について
提出期限において未回答の病院については、都道府県において、（様式 4）の「未回答病院一覧」を作成のうえ、提出すること。